



PSD-MMC-第07-001号

MegaWaveMarineサービス 料金表

第1版
(平成20年2月)

JSAT株式会社

MegaWaveMarineサービス料金表 目次

通 則	1
1 料金の適用	1
2 料金表の変更	1
3 料金の計算方法	1
4 消費税相当額の加算	1
5 料金の減免	1
6 月額料金の日割	1
7 端数処理	1
8 料金等の支払期日	2
第1表 月額回線料及びオプション利用料	3
1 適用	3
2 月額回線料の額	3
3 オプション利用料の額	3
第2表 登録管理料	4
1 適用	4
2 登録管理料の額	4
第3表 利用休止期間中の管理料	5
1 適用	5
2 利用休止期間中の管理料の額	5
第4表 解除料	6
1 適用	6
2 解除料の額	6
附 則	7

通 則

1 料金の適用

当社は、MegaWaveMarineサービスに係る料金を、このMegaWaveMarineサービス料金表(以下「料金表」といいます。)に定めます。

2 料金表の変更

当社は、この料金表を変更することがあります。この場合の料金は、変更後の料金表によります。

3 料金の計算方法

当社は、利用契約者が利用契約に基づき支払う料金を暦月に従って計算します。

4 消費税相当額の加算

MegaWaveMarineサービス契約約款(以下「約款」といいます。)において、約款第32条(料金の支払義務)の規定により支払いを要するものとされている料金の額は、この料金表に定める額に消費税相当額を加算した額とします。

5 料金の減免

- (1) 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、通則1(料金の適用)の規定にかかわらず、臨時に、その月額回線料を減免することがあります。
- (2) 当社は、前号の規定に基づき月額回線料の減免を行ったときは、当社に掲示する等の方法により、そのことをお知らせします。

6 月額料金の日割

- (1) 当社は、次の場合が生じたときは、料金表において月額で定められている料金(以下「月額料金」といいます。)をその利用日数に応じて日割します。
 - ア 暦月の初日以外の日に料金の改定等により月額料金の額が増加又は減少したとき(この場合、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少のあった日から適用します)。
 - イ 約款第33条(支払いを要しない料金)第1項又は第2項の規定に該当するとき。
 - ウ 約款第41条(損害賠償)の規定に該当するとき。
- (2) 前号の規定による月額料金の日割は、暦日数により行います。
- (3) 月額料金以外のその他の債務の支払額を算出するにあたり必要が生じた場合は、前2号の規定に準じて日割します。

7 端数処理

- (1) 当社は、料金その他の債務の計算において、その計算結果に1円未満が生じた場合はその端数を切り捨てます。
- (2) 前号の規定にかかわらず、消費税相当額の計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

8 料金等の支払期日

- (1) 利用契約者は、料金等の債務について、それぞれ次の期日までに、当社指定の銀行口座に振込入金により支払っていただきます。

区 分	支 払 期 日
1 月額回線料 オプション利用料	利用開始日が属する月の月末から毎月、当月分を翌月末
2 登録管理料	作業が発生した月の翌月末
3 利用休止期間中の管理料	契約変更が発生した月の翌月末
4 解除料	利用契約の解除の日から14日以内の日

- (2) 料金その他の債務は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。
- (3) 利用契約者が国もしくは地方公共団体等である場合又は利用契約者が約款の規定に基づき当社が提供する利用回線を専ら国もしくは地方公共団体等に再販する電気通信事業者である場合、その利用契約者との協議により当社が承諾した場合に限り、第(1)号に掲げる料金等の債務について、同号に定める支払期日とは別に当社が指定する期日までに当社指定の銀行口座に振込入金により支払っていただくことがあります。
- (4) 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、前3号の規定にかかわらず、第(1)号に掲げる料金等の債務について、臨時に、当社が別に定める期日までに当社指定の方法により支払っていただくことがあります。
- (5) 料金その他の債務の支払いの際に発生する金融機関への手数料等は、利用契約者に負担していただきます。

第1表 月額回線料及びオプション利用料

1 適用

月額回線料及びオプション利用料の適用については、約款第32条(料金の支払義務)に定めるところによります。

2 月額回線料の額

月額回線料の額

			月額 (単位:円)
種別	区分	単位	月額回線料
MegaWaveMarine インターネット接続サービス	暦月中の利用日数が、 15日以上である場合の 当該月額回線料	一の利用契約毎	58,000
	暦月中の利用日数が、 15日未満である場合の 当該月額回線料	一の利用契約毎	29,000
MegaWaveMarine イントラネット接続サービス	月額回線料	一の利用契約毎	140,000
備考			
1 暦月中の利用日数とは、暦日数から利用休止期間を減じた日数をいいます。			
2 暦月中の利用日数が0である場合は第3表利用休止期間中の管理料が適用されるものとし、当該月額回線料の支払いを要しません。			

3 オプション利用料の額

		月額 (単位:円)
オプション	単位	オプション利用料
メールアドレス利用	一のアカウント毎	400
自営端末設備接続	MegaWaveMarine受信専用設備に直接接続される自営端末設備が五台を超える場合は、六台目以降の一の自営端末設備毎	1,500
備考		
オプション利用料は、利用休止期間中も支払いを要します。		

第2表 登録管理料

1 適用

当社は登録管理料の区分を次のとおり定めます。

区分	内容
登録管理料	MegaWaveMarine受信専用設備の登録及び管理を行うもの

2 登録管理料の額

(単位:円)

区分	単位	登録管理料
登録管理料: (MegaWaveMarine受信専用設備の登録及び管理)	一のMegaWaveMarine受信専用設備毎	20,000

第3表 利用休止期間中の管理料

1 適用

利用休止期間中の管理料の適用については、約款第21条(利用契約者が行うMegaWaveMarineサービスの利用の休止と再開の請求)及び約款第32条(料金の支払義務)に定めるところによります。ただし、第1表月額回線料及びオプション利用料に規定される月額回線料が適用される月については、利用休止期間中の管理料の支払いを要しません。

2 利用休止期間中の管理料の額

月額(単位:円)

区分	単位	利用休止期間中の月額管理料
暦月の全日が利用休止期間となる場合の月額管理料	休止となる一の利用契約あたり	5,800

第4表 解除料

1 適用

解除料の適用については約款第34条(解除料等の支払義務)の規定によります。

2 解除料の額

(単位:円)

利用実績区分	解除料
1 利用開始日の前日までに利用契約を解除する場合	3ヶ月分を利用したとみなした場合において支払うべき月額回線料相当額。
2 利用開始日から利用契約を解除するまでの期間が3ヶ月未満の場合	3ヶ月を利用したとみなした場合において支払うべき月額回線料相当額から実際に当社に支払った月額回線料額を差し引いた額。
備考 利用実績区分の適用にあたっては、利用休止期間を除いた期間を算出することとします。	

附 則

(実施期日)

この料金表は、平成20年2月1日より実施します。

資料名 MegaWaveMarineサービス料金表

資料番号 PSD-MMC-第07-001号

平成 20年 2月 1日 第1版

J S A T 株 式 会 社

東 京 都 港 区 赤 坂 1 - 1 4 - 1 4

TEL :03-5571-7770

(営業本部代表)
